

## 秋田県条例第十二号

秋田県県税条例及び秋田県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(秋田県県税条例の一部改正)

第一条 秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一百七十七条第一項中「数量」の下に「(第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつては、第二百二十二条の十六第一項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。)」を加える。

附則第十六条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「以下この条において同じ。」を行つた後、住宅性能向上改修住宅(同項)を「第四項において同じ。」を行つた後、住宅性能向上改修住宅(法附則第十一条の四第二項)に、「この条において同じ。」を個人」を「この項において同じ。」を個人」に、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十八条の八の見出し中「免税の特例」を「課税免除の特例に係る手続等」に改め、同条第三項中「その他」を「その他の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例)

第十八条の八の二 法附則第十二条の二の七第一項第三号に掲げる軽油の引取りを行つた特例対象事業者(同条第九項に規定する特例対象事業者をいう。以下この条において同じ。)が、令和九年三月三十一日までに、当該引取りに係る軽油と軽油以外の炭化水素油(第十六条第三項に規定する炭化水素油をいう。以下この項において同じ。)を混和して炭化水素油の製造を行う場合(鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンク内において製造を行う場合に限る。以下この項において同じ。)は、第二百二十二条の十六第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。この項の規定の適用を受けて製造を行つた炭化水素油が軽油である場合において、当該適用を受けた特例対象事業者が、同日までに、当該軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合も、同様とする。

2 特例対象事業者は、前項の規定の適用を受けようとするときは、同項の製造を行う場所及び期間その他の法施行規則に規定する事項を、総合県税

事務所長に届け出なければならない。

3 特例対象事業者は、前項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を同項の規定に準じて総合県税事務所長に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出をした特例対象事業者は、帳簿を備え、第一項の製造に関する事項その他の法施行規則に規定する事項をこれに記載しなければならない。

5 第二項の規定による届出をした特例対象事業者に係る前条第一項において準用する第二百二十二条の十第一項の規定の適用については、同項中「並びに前月」とあるのは、「前月」と、「その他の」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第十八条の八の二第一項の製造に関する事項その他の」とする。

附則第十八条の十四第一項から第三項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「附則第四条の十一第十四項」及び「附則第四条の十一第十五項」を削り、「車両総重量」の下に「（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）」を、「トラック」の下に「（法施行規則に規定する被けん引自動車を除く。）」を加え、「道路運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則に規定するもの」に改め、「附則第四条の十一第十三項」を削り、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。

（秋田県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 秋田県県税条例等の一部を改正する条例（令和六年秋田県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「又は同号(二)」を「若しくは同号(二)」に改め、「有しないもの」の下に「又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（八年新条例第四十八条第一項第一号(二)（八年新条例附則第十三条の二の二の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号(二)に規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の秋田県県税条例(次項及び附則第四項において「新条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

3 新条例第一百七十七条第一項(第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第十八条の八の二第一項の規定は、施行日以後の炭化水素油(秋田県県税条例第百十六条第三項に規定する炭化水素油をいう。)の製造について適用する。

(自動車税に関する経過措置)

5 令和六年四月三十日までに取得されたこの条例による改正前の秋田県県税条例附則第十八条の十四第四項及び第五項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。